

京都市告示第 2 1 3 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、農業用水路等を変更しましたので、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 7 日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 終	点 点
1	大原野水 0 4 0 6 号	旧	西京区大原野上里北ノ町1128番地の2	西京区大原野上里北ノ町1128番地の2
		新	西京区大原野上里北ノ町1128番地の2	西京区大原野上里北ノ町1128番地の2

(産業観光局農林振興室農林企画課)